

2015年9月●日

マイナンバー制度のお知らせと収集のお願い

日々の業務お疲れ様です。

さて2016年1月よりマイナンバー制度が開始することになりました。

マイナンバーは住民登録している全国民に対し、国が1人につき1つの個人番号を付与する制度です。

子どもから大人まで全員に、通知カード(もしくは顔写真入りの個人番号カード)が配布されます。

企業では税務処理や社会保障の申告書類に各々のマイナンバーを記載する必要があります。

また社会保険や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは法令で定められた義務となっています。

また、配偶者様やお子様など扶養家族の番号も収集して頂く必要がございます。

預かりした情報については暗号化されたサーバに設置し厳重に保管の上、

下記の目的のみに使用致します。

【申告作成書類】

1. 法定調書(国税関係)
2. 給与支払い報告書等(地方税関係)
3. 扶養控除申告書等(源泉所得税関係)
4. 雇用保険(社会保険関係)
5. 健康保険・厚生年金(社会保険関係)

お忙しい中恐縮ですが、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

マイナンバーカード

※通知カードのコピーを貼付してください。

なお、マイナンバーカードの提出を持ってマイナンバー提出に同意した事と致します。

署名：_____

※上記内容はサンプルとなりますので自社の書式や文言に変更をお願い致します。